

平成 27 年 4 月スタート予定

子ども・子育て支援新制度  
利用手続きについて（案）

- 1 平成 27 年 4 月からはじめて施設を利用する手続き
- 2 継続して施設を利用する手続き
- 3 支給認定申請後の注意点
- 4 Q&A

1 平成27年4月からはじめて施設を利用する手続き

■ 認定区分・施設によって、手続きの方法が変わります ■

1号 (4時間の教育・保育)  
幼稚園と認定こども園 (幼稚園部分)

- ① 支給認定を申請する。
- ② 認定証を受領する。
- ③ 施設 (幼稚園や認定こども園) と直接契約を結ぶ。
- ④ 岩国市が定めた利用料を施設に支払う。

2号・3号 (長時間の教育・保育)  
保育園と認定こども園 (保育園部分)  
地域型保育事業

- ① 支給認定を申請する。
- ② 認定証を受領する。
- ③ 岩国市が利用調整を行う。

保育園

- ④ 岩国市と契約を結ぶ。
- ⑤ 岩国市が定めた利用料を  
岩国市に支払う。

認定こども園、地域型保育事業

- ④ 施設 (認定こども園など)  
と直接契約を結ぶ。
- ⑤ 岩国市が定めた利用料を  
施設に支払う。

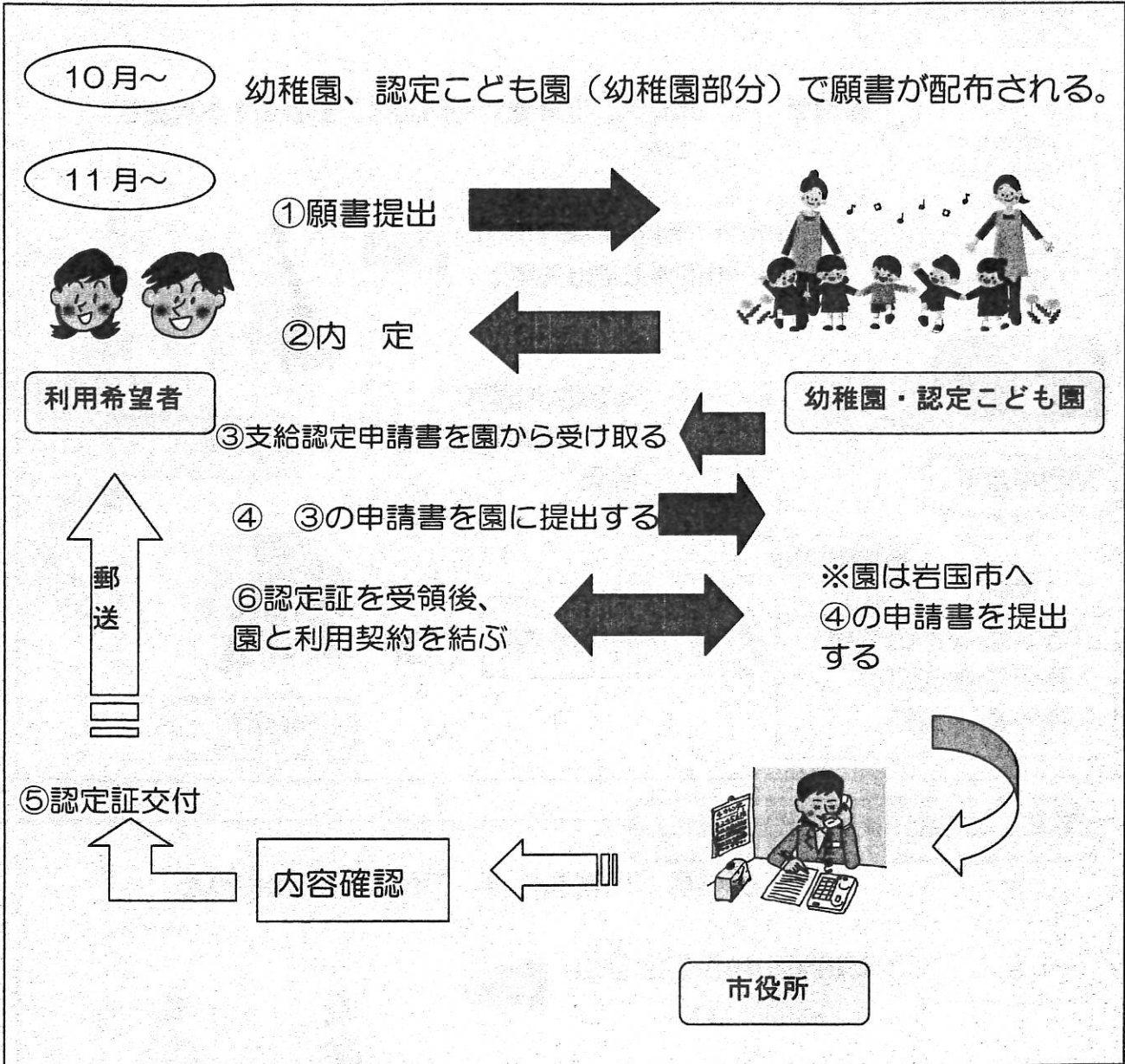
1 申込

対象児童

満3歳～5歳の幼稚園を希望することも

対象施設

新制度に移行する幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）



【岩国市に提出が必要な書類】

- ・支給認定申請書

※【幼稚園】

幼稚園は、平成27年4月以降、利用に当たって「認定証が必要な幼稚園（新制度に移行する幼稚園）」と「認定証が必要でない幼稚園（新制度に移行しない幼稚園）」に分かれます。詳しくは、入園を希望される幼稚園にご確認ください。（市立幼稚園2園は、認定証が必要な幼稚園です。）

なお、「認定証が必要でない幼稚園」は、これまでと同じ手続きで、保育料も従来どおり就園奨励費による補助の対象となります。

2号認定 3号認定

対象児童 【2号認定】満3歳～5歳の保育が必要なこども  
 【3号認定】0歳～3歳未満の保育が必要なこども  
 対象施設 保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業

保育園の場合

1月中旬～

保育園 … 市役所、保育園で利用案内、支給認定申請書を手入

1月中旬～

①支給認定申請書・利用申込書を提出  
 （直接、市役所に提出も可）



利用希望者



保育園を経由

※園は岩国市へ  
 ①の申請書を提出する

保育園



市役所

②認定証などの交付、  
 入所承諾通知又は  
 入所不承諾通知



利用調整



認定こども園（保育園部分）の場合

10月～

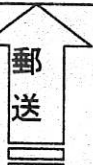
認定こども園（保育園部分）で願書が配布される。

11月～

①支給認定申請書を提出



利用希望者



③認定証を受領後、  
 園と利用契約を結び



認定こども園（保育園部分）

②認定証などの交付、  
 入所承諾通知又は  
 入所不承諾通知



利用調整



※園は岩国市へ  
 ①の申請書を提出する

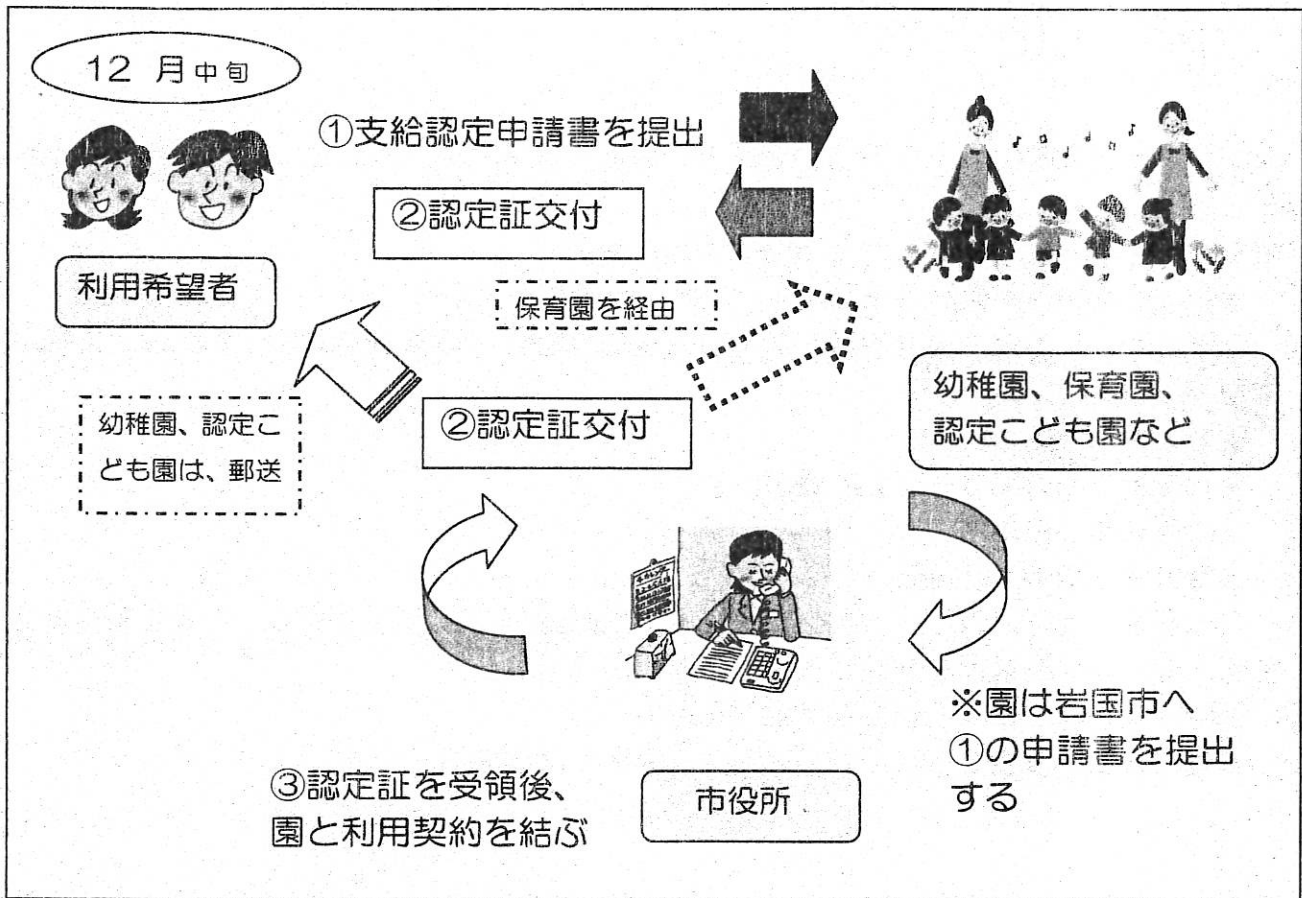


市役所

【岩国市に提出が必要な書類】

- ・支給認定申請書とその添付書類（就労証明書など保育が必要なことを証するもの）
- ・保育利用申込書と保育利用申立書（検討中）

2 継続して施設を利用する手続き



【岩国市に提出が必要な書類】（検討中）

必要書類	1号 (幼稚園) (認定こども園 (幼稚園部分))	2号・3号 (保育園) (認定こども園 (保育園部分))
支給認定申請書	●	●
支給認定申請書の添付書類		●
保育利用申立書		●

### 【保育園を継続入園希望される方】

- ・支給認定申請書の提出は、毎年12月ごろに提出していただいていた継続入園申込書の提出を兼ねるため、継続入園申込書を別途提出する必要はありません。
- ・子ども・子育て支援新制度施行前から保育園に在園されている方は、保育時間が新制度施行前後で短縮されることがないように、経過措置が設けられる予定です。

## 3 支給認定申請後の注意点

支給認定申請書提出後、以下のいずれかに該当する場合は、こども支援課まで必ずお知らせください。

変更申請等の手続きが必要となる場合があります。

- ① 現在幼稚園や保育園などを利用中の児童が退園する場合
- ② 就労していた事業所等を退職した場合又は勤務時間・職場等が変わったため、保育利用時間が変わる場合
- ③ 就労を開始した場合
- ④ 育児休業を取得又は終了した場合
- ⑤ 住所を変更した場合
- ⑥ 世帯構成が変わった場合
- ⑦ 同一世帯の他の児童が、幼稚園、保育園、昼間里親、認定こども園、特別支援学校幼稚園部、その他の児童福祉施設に入所又は退所した場合
- ⑧ 転居・転職などにより転園を希望する場合
- ⑨ 保育が必要な事由に該当しなくなる又は変更になる場合

## 4 Q&A

Q1. 現在、共働きで幼稚園を利用しています。支給認定の区分は1号と2号のどちらを希望すればいいですか？

また、1号となった場合、預かり保育は利用できなくなりますか？

A1. 今後も幼稚園（新制度に移行する幼稚園）の利用を希望される場合は、1号を希望してください。

新制度に移行する幼稚園の預かり保育は、地域子ども・子育て支援事業となりますので、支給認定区分とは関係なく利用することができます。また、利用料金についても、利用者負担金（保育料）とは別に生じる予定です。

なお、新制度に移行しない幼稚園については、支給認定を受ける必要がなく、預かり保育もこれまでどおり利用できます。

Q2. ひとり親に対する保育料の割引きがありますか？

A2. 現行の保育所における取り扱いを踏まえ、教育標準時間認定・保育認定を受ける子どものいずれの場合についても、同様に軽減措置を実施します。

基準額上、第2・3階層で事由に該当する世帯の場合を対象に軽減措置を実施するものです。

Q3. 夫婦共働き家庭ですが、両親の協力があり、預かりは幼稚園時間で可能です。その場合は1号認定、2号認定のどちらですか。(両親とは同居していません)

A3. 満3歳以上の子どもは、保育の必要性がある場合は、2号認定、それ以外は1号認定になります。ただし、保育の必要性に係る事由に該当する場合であっても、保育園や認定子ども園における保育の利用を保護者が希望しないときは、1号認定で教育標準時間の利用も可能となります。

このため、幼稚園の場合の共働き家庭の利用については、A1の回答のとおりとなりますが、認定こども園の場合は、1号認定、2号認定いずれも入園できる施設のため、認定こども園において、共働き家庭が1号認定を受けて教育標準時間の利用を希望する場合、通常の教育標準時間(4時間)を利用することを想定するものであり、通常の教育標準時間(4時間)を超えて毎日預かり保育を必要とする場合は、2号認定になろうかと考えます。

Q4. 2号認定で保育短時間認定になると思われる保護者です。仕事のため時間が延長する場合の延長保育料はいくらになりますか。

A4. 延長保育料の詳細については、現在、国で検討中です。市における金額の設定は、国からの詳細な通知があり次第、できるかぎり早く市において検討し、額を決定したいと考えています。

Q5. 月途中に入園した場合、保育料は月額をお支払いするのですか。日割計算した保育料をお支払いするのですか。

A5. 月途中で入退園があった場合は、1号認定は20日、2号、3号認定は25日を基本として日割り計算することとなる旨、国からのQAがあります。

Q6. 1号認定は夏休みの支払いはありますか？園によっては、7、8月を合わせて引落しする場合や8月は給食費を取らないがあります。

A6. 国が示した情報では、教育標準時間認定の公定価格の設定については、1学年39週(約220日程度)の開所を基本として、夏期休業等の長期休業期間中であっても、研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人件費・管理費については、年間を通じて算定することなどが検討されているようです。これを踏まえると、長期休業期間であっても、1号認定子どもの利用者負担金(保育料)の支払いは必要と考えます。ただ、7、8月を合わせて引落しするといった、納入方法は、保護者は保育料を施設に支払うため、施設と保護者の間の契約事項と考えられますので、施設が保護者に説明し、

理解を得る必要があるかと思われます。また、1号認定子どもの給食費は、施設の実費徴収になりますので、各施設が決めることになります。この場合においても、施設は、保護者に説明し、理解を得る必要があります。

Q7. 仕事をやめる場合や、はじめる場合は、いつまでに市（施設）に申し立てればいいですか？

A7. 現在の保育園の事務処理では、申込み届出事項に変更が生じた場合は、速やかに届出いただいています。新制度においても、同様の取扱いになるよう検討しています。

Q8. 2号認定の保護者が、月末に仕事をやめた場合は、翌月から1号になるのですか？手続きが間に合わない場合、施設において、利用形態は1号、保育料は2号のままでのちに差額を返金または徴収という考えでいいですか。

A8. 月の初日の状態で、その月の公定価格が決まります。月末に退職が決まっている場合、退職予定日を証するものの提出で事務処理をすることも可能かと考えます。

なお、手続きが間に合わない場合の手続き方法については、お見込みのとおりでいいかと考えます。保育園以外の施設（幼稚園、認定こども園）に係る保育料は、施設が徴収しますので、徴収方法については、施設と保護者で取り決めてかまいません。手続きが遅れた場合においても、市の認定は、各月初日の状態までさかのぼって判断しますので、認定区分や保育料、施設への給付額も当該日にさかのぼって変更します。

Q9. 週2回程度で1回の労働時間が8時間を超える場合の扱いは2号認定ですか？それとも1号+幼稚園の延長保育利用という方法ですか。

A9. まず、幼稚園の場合は、1号認定しかありえませんが、1号と預かり保育の利用となります。

認定こども園の場合については、保育の必要性の有無により、1号認定に預かり保育を利用するか、2号認定かに分かります。

保育の必要性の就労時間に係る基準については、本市は月64時間を下限としていますので、この基準にあてはまるかどうかで、認定することになります。月の週数にもよりますが、おおむね月64時間以上である場合、2号認定になると思われます。

雇用契約の内容や、週や月などの就労スケジュールなどの資料を提出いただくことも想定されますが、詳細については検討中です。